

食品安全委員会プリオン専門調査会（第11回）
追加要求資料

平成16年6月18日
農 林 水 産 省

- 1 肉骨粉の処理状況等について
- 2 牛せき柱を含む飼料、肥料等の取扱い等に係る農林水産大臣による確認等の実施状況について
- 3 月齢別・品種別と畜頭数について

食品安全委員会評価課依頼事項

肉骨粉の処理状況等について

1 肉骨粉等処理の考え方

- (1) 肉骨粉等は、食肉の処理・加工の過程で発生する内臓、骨等の畜産残さを原料とし、BSE発生までは飼肥料の原材料として有効活用されてきたが、BSE発生に伴い、牛由来残さを原料とした肉骨粉等の牛等の反芻動物への誤用・流用を防止する観点から、牛由来残さを含む畜産残さを原料とする肉骨粉の飼肥料への利用が禁止されたところ。
- (2) 農林水産省としては、このような措置によって、と畜場等から発生する畜産残さの再利用の体制が途切れ、食肉流通が滞ることを防止するため、肉骨粉等の製造工程での畜種別区分を行うための施設整備を促進するとともに、当面の措置として、「肉骨粉適正処分緊急対策事業」（別添資料参照）により、肉骨粉等の製造・焼却経費相当を国が全額補助することによって、肉骨粉等の適正処理を推進しているところ。

2 肉骨粉等の製造・焼却の状況

- (1) 「肉骨粉適正処分緊急対策事業」においては、飼料安全法等により飼肥料の原材料としての利用が禁止されている肉骨粉等を助成措置の対象としている。
- (2) 焼却施設の確保難から平成14年6月時点で約13万トンまで増加した在庫は、その後の施設確保の進捗により、昨年末時点で通常在庫レベルの6千トン程度まで減少している。また、現在の肉骨粉等の処分量は肉骨粉全体の年間製造量約40万トンのうち、現時点で利用禁止措置の対象となる約22万トン（800トン/日）となっている。
- (3) 焼却処理は平成13年10月18日以降実施しており、在庫処理を含め、これまで59万7千トン进行处理してきたところ。

3 焼却処理の態様について

- (1) 利用禁止措置の対象となる肉骨粉等については、一般廃棄物として取り扱われることとされている。
- (2) 廃棄物処理法の下で、市町村長の一般廃棄物処理業の許可を得た施設（全国で86ヵ所）及び一般廃棄物の再生利用認定制度を活用して、セメント工場（全国で23ヵ所）においてセメント原料として焼却処理されている。

肉骨粉適正処分緊急対策事業の概要

1 事業の目的

本来、肉骨粉は飼料用原料等として有用なものであるが、BSEの発生に伴い、牛への誤用を防止する観点から、飼料用・肥料用としての利用を一時停止しているところである。よって、円滑な畜産副産物の処理の継続を図るため、肉骨粉の適正処分を推進し、もって、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図る。

2 事業の内容

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。

3 事業実施主体

(社)日本畜産副産物協会

(参考1) 畜産残さの処理と肉骨粉発生量

1年間にと畜場から発生する残さは約160万トン(残さの比率は牛:豚:鶏=1:2:2)であり、これを原料として製造される肉骨粉は約40万トンである。

(参考2) 肉骨粉の処分状況

年 度	製造量(千t)	焼却量(千t)	予算額(億円)	実績額(億円)
13年度	149	48	150	89
14年度	231	282	199	199
15年度	223	267	232	228
16年度	—	—	152	—
合 計	603	597		516

牛のせき柱を含む飼料、肥料等の取扱い等に係る農林水産大臣による確認等の実施状況について

平成16年6月
農林水産省消費・安全局

1 飼料関係

- ① 化製場の製造基準への適合性について農林水産大臣による確認を実施。平成16年5月24日現在、74ヶ所の化製場について製造基準に適合していることを確認。
- ② 化製場の原料収集先等の牛のせき柱の分別状況を地方農政事務所が調査し、原料収集先の要件に不適合な場合には、指導。平成16年5月24日現在、2,334ヶ所の対象原料収集先のうち、332ヶ所について調査を実施した結果、原料収集先の要件に不適合な事例はなかった。また、この調査指導については、今後も継続実施。
- ③ 独立行政法人肥飼料検査所が配合飼料工場、化製場への立入検査を実施し、遵守状況を監視。本年度は、配合飼料工場189ヶ所、化製場等98ヶ所について立入検査を実施予定。

2 肥料関係

- ① 製造基準への適合性について農林水産大臣による確認を実施。平成16年5月24日現在、15ヶ所の化製場等について製造基準に適合していることを確認。
- ② 化製場等の原料収集先等の牛のせき柱の分別状況を地方農政事務所が調査し、原料収集先の要件に不適合な場合には、指導。平成16年5月24日現在、146ヶ所の対象原料収集先のうち、116ヶ所について調査を実施した結果、原料収集先の要件に不適合な事例はなかった。また、この調査については、今後も継続実施。
- ③ 独立行政法人肥飼料検査所が肥料生産工場等への立入検査を実施する中で遵守状況を監視。

飼料用動物性油脂の規制について

(規制の概要)

- ① 牛用飼料の製造に用いることのできる牛由来油脂は、食用の肉から採取した脂肪由来であって不溶性不純物が0.02%以下のものに限定。
- ② 誤用・流用防止のための念のための措置として、牛のせき柱及びと畜検査を受けていない牛(死亡牛)を原料に含む油脂は、豚・鶏用飼料用を含めて使用禁止。

(概念図)

油脂の種類		用途	牛用飼料		豚・鶏用飼料	備考
				代用乳		
動物性	牛由来	ファンシー	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・動物性油脂の不溶性不純物の基準は、0.15%以下。 ・ファンシーは、食用の肉から採取し、不溶性不純物0.02%以下のもの ・イエローグリースは、と畜残さ等をレンダリングし得られたもの
		イエローグリース	×	×	○*	
		死亡牛	×	×	×	
		せき柱	×	×	×	
	豚・鶏由来	ファンシー	○	○	○	
		イエローグリース	○*	×	○*	

注：○は使用可能、×は法的に使用禁止。

○* は、今回の省令改正で法的に禁止された事項。

*は、牛のせき柱及び及び死亡牛が混入しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもののみ飼料利用可（平成16年5月1日以前に製造された飼料は、平成16年6月30日までは飼料利用可）。

肥料用肉骨粉等の国内における製造及び工場からの出荷の取扱いについて
(概念図)

: 改正部分

種 類	由来動物	条 件		取扱い	
肉骨粉等	豚・馬 家きん	牛由来と区分できないもの		×	
	鯨・イルカ	牛由来と区分できるもの		○ (注5)	
骨粉 蹄粉 角粉	牛(注1) 由来を 含む	牛の特定部 位が除去さ れているも の	牛の特定部位(注2)が除去されていないもの	×	
			牛のせき柱が除去されていないもの		
			蒸製(注4)していないもの		
			牛のせき柱が除去されているもの(注3)	蒸製したもの	○ (注5)

- × : 停止措置
- : 停止措置の解除

注1 : BSE患畜及び疑似患畜は混入しないこと。

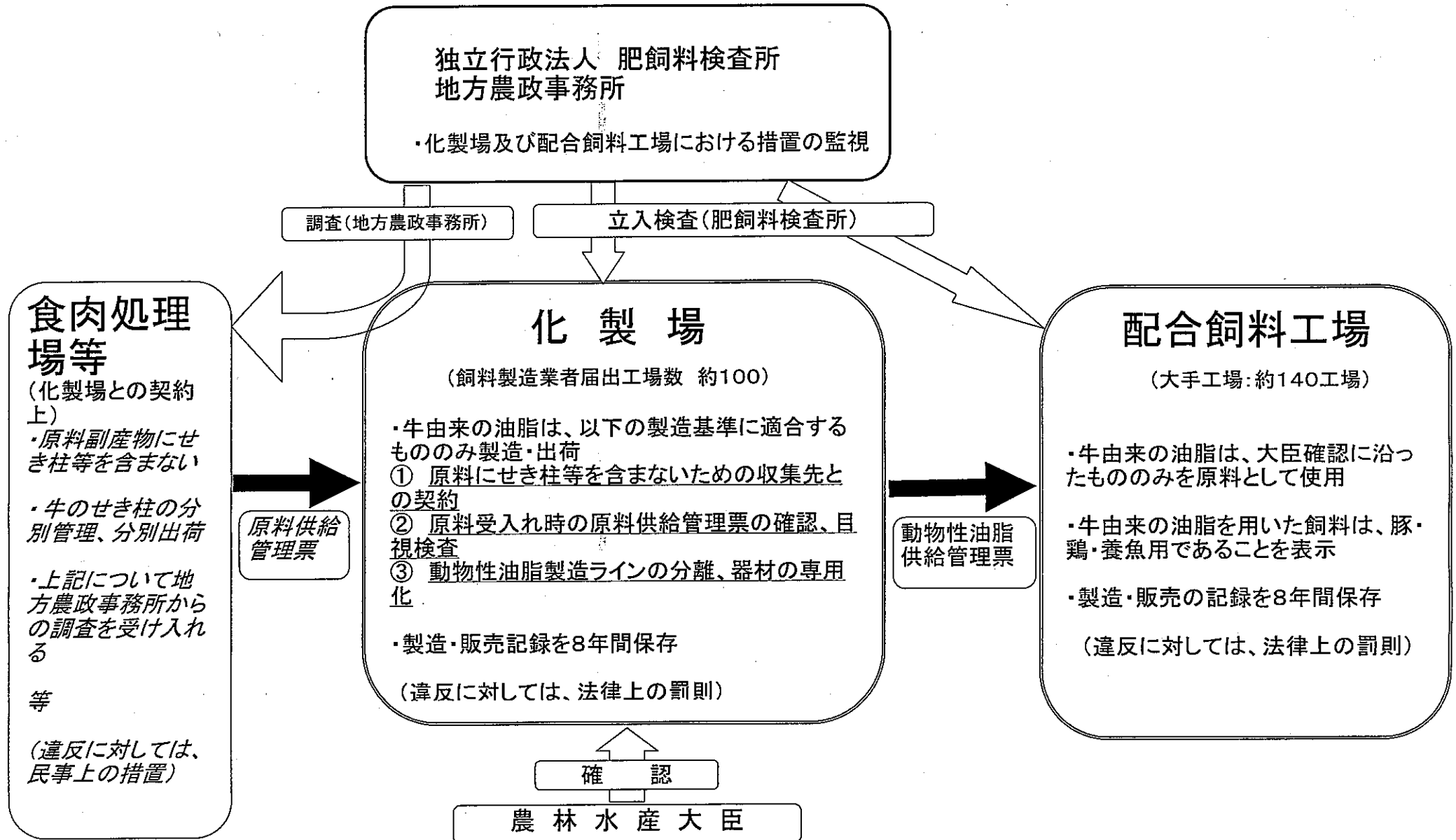
注2 : と畜場において焼却が義務付けられている部位をいう。

注3 : 牛のせき柱(死亡牛を含む。)に由来するものが含まれていないことを農林水産大臣が確認したもののみ使用可。(公定規格等の告示)

注4 : 蒸製とは、国際獣疫事務局の不活性化条件(133℃、3気圧、20分)を上回る条件で処理したものをいう。

注5 : 放牧地での施用禁止を指導、保管・使用制限の表示を義務付け、化学肥料等との混合を指導。

牛由来の油脂(飼料)の確認措置



牛の部位を原料とする肥料の確認措置

独立行政法人 肥飼料検査所
地方農政事務所

・肥料工場における措置の監視

調査(地方農政事務所)

立入検査(肥飼料検査所)

食肉処理場等

(化製場との契約上)

・原料副産物にせき柱等を含まない

・牛のせき柱の分別管理、分別出荷

・上記について地方農政事務所からの調査を受け入れる

等

(違反に対しては、民事上の措置)

原料供給管理票

化製場等

肥料原料製造工場数 約80

うち牛の骨を原料とする工場数 16年5月末で15程度

・牛由来の原料は、以下の製造基準に適合するもののみ製造・出荷

- ① 原料にせき柱等を含まないための収集先との契約
- ② 原料受入れ時の原料供給管理票の確認、目視検査
- ③ 肥料原料製造ラインの分離、器材の専用化

・製造・販売記録を8年間保存

(違反に対しては、確認の取消し)

確認

農林水産大臣

肥料工場

(約2500工場)

・牛由来の原料は、大臣確認に沿ったもののみを使用

・動物由来のたん白を含む肥料であることを表示

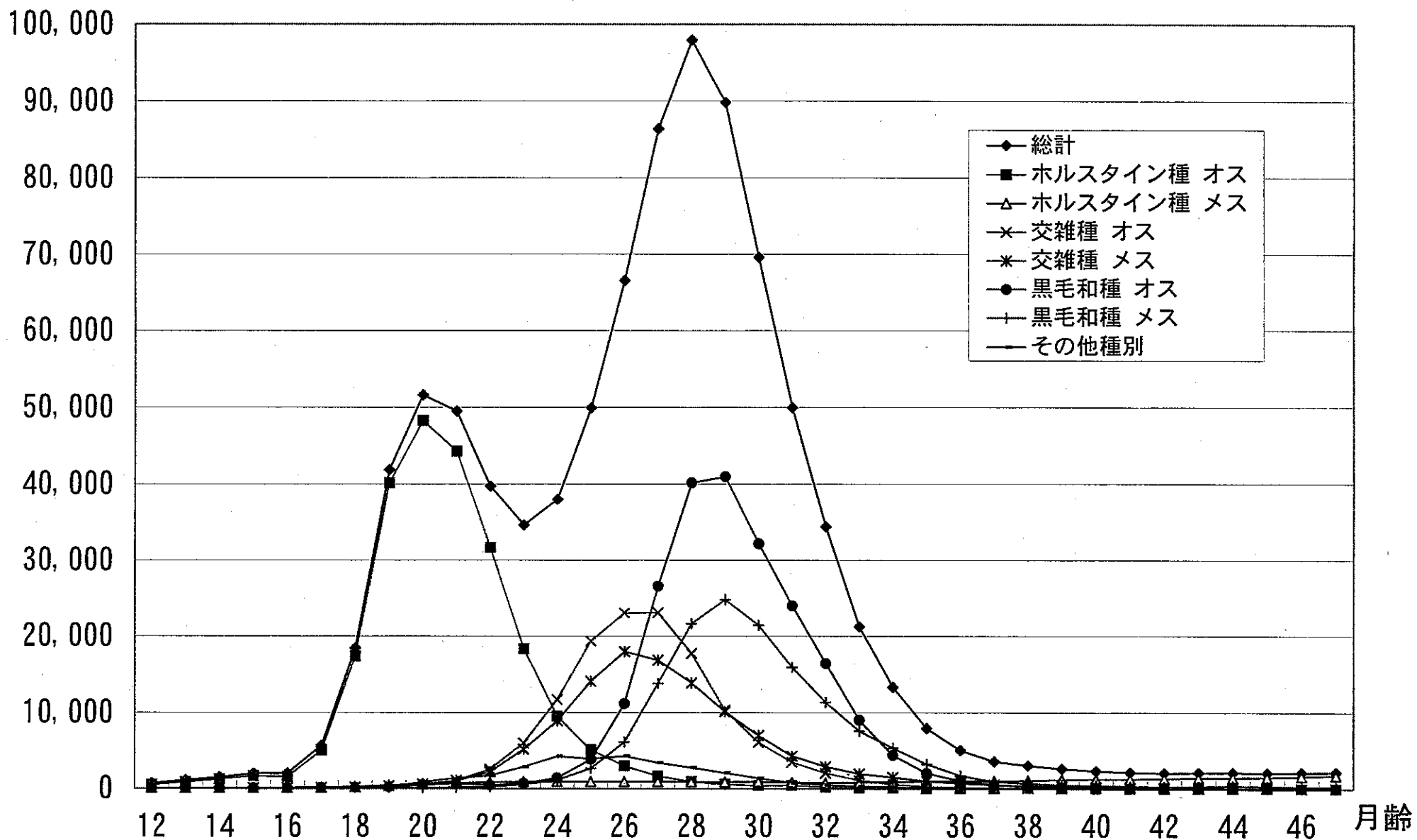
・製造・販売の記録を2年間(行政指導で8年間)保存

(違反に対しては、法律上の罰則)

肥料原料供給管理票

と畜頭数

月齢別・品種別と畜頭数



(注) 6月10日集計。2～4才の抜粋。法施行が平成15年12月1日であるため、11月30日までにと畜された牛の情報はすべて法の対象外の報告、11月30日以前に出生し12月1日以降にと畜された牛は性別のみ法の対象となる届出（ただし、法施行に伴う再届出であり集計時点では確認作業中）、12月1日以降に生まれた牛は性別、生年月日とも法の対象となる届出に基づくものである。